

特定事業（岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業）の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定により、下記事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

平成15年1月15日

岡山県知事 石井正弘

1 事業の概要

（1）事業名称

岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業

（2）事業場所

岡山県上房郡賀陽町吉川地内（吉備高原都市後期計画Aゾーン内）

敷地面積：約5ha

（3）事業内容

下記の機能を有する岡山県総合教育センター（仮称）を整備し、維持管理等を行う。

ア 教職員研修機能

イ 情報教育推進機能

ウ 教育相談機能

エ 障害児教育推進機能

オ 調査研究機能

カ 教育情報の収集・蓄積・発信機能

（4）施設概要

ア 多目的・共用研修室

イ 情報研修室、教育工学研修室等

ウ 教科別実験室・実習室等（理科関係、技術・家庭関係、音楽、美術等）

エ 面談室、心理検査室、遊戯治療室等（教育相談関係諸室）

オ 相談室、生活指導室、セラピールーム等（障害児教育関係諸室）

カ メディアセンター

キ 多目的ホール

ク グラウンド

ケ 駐車場等

（5）事業方式

事業特性等の観点から、BTO方式（民間事業者が施設を建設し、竣工後速やかに県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理業務等を遂行する方式）とする。

なお、維持管理等の期間は平成18年度から平成37年度までの20年間とする。

2 事業の評価

県財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 県の財政負担見込額による定量的評価

ア 県の財政負担額算定の前提条件

本事業を県が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

	県が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	設計費（基本設計、実施設計） 工事監理費 建設費 維持管理費 県債利息 光熱水費	サービス購入費 （内訳） ・工事監理費 ・割賦代金（設計、建設、市中調達金利） ・維持管理費 ・法人税等の税金 ・利益等 光熱水費
共通の条件	事業期間22年間（設計・建設期間2年、維持・管理期間20年） インフレ率1%/年 割引率4%/年（インフレ率含む）	
資金調達に関する事項	一般財源 起債 ・充当率：建設費の70% ・償還年数：20年（据置3年） ・利率は過去10年平均	出資金 市中調達 ・償還年数：20年（10年で借り換え） ・金利水準は、市中銀行借入を想定し、金融機関が十分に利益を確保し融資を行える水準とした
設計・建設に関する事項	県が作成したモデルプラン（基本計画及び県大規模事業評価制度評価結果）をもとに、県建築工事予算単価等による積算方法に基づき設定	県が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理等に関する事項	現在の県教育センターや同種施設の単価実績等を勘案して設定	県が直接実施する場合に比べて、一定割合の削減が実現するものとして設定

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担額について、県が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較すると、以下のとおりとなる。

項 目	金額（現在価値換算）
県が直接実施する場合	4,361百万円
PFI事業として実施する場合	4,061百万円
県の負担軽減額	300百万円

なお、県から民間事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなるVFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

（2）PFI事業として実施することの定性的評価

ア 民間事業者に移転されるリスクの評価

PFI手法で事業を実施した場合、施設整備のための設計・施工におけるリスク、事業の資金調達におけるリスク、維持管理等におけるリスク等のリスクを民間に移転することが可能である。

このリスク移転により、計画に基づく円滑な事業の遂行や事業の効率化等の効果が期待できる。

イ 公共サービス水準の評価

いわゆる性能発注方式による設計、施工、維持管理等を民間事業者が一括して実施することにより、民間事業者の提案による施設の効率的、機能的な運営・維持管理が期待できる。

また、リスク管理体制を適切に整備することにより、業務の円滑な遂行や安定した事業運営を長期にわたって実施することが可能となり、リスク発生時に適切な対応を迅速に行うことが可能となる。

（3）総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、県が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた県の財政負担額について、約7%の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

従って、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。